

川崎市営住宅集会所使用運営要綱

(目的)

第 1 条 川崎市営住宅集会所（以下「集会所」という。）は、当該市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）及び地域住民の共同の場として、各種集会、講習会を始め、相互の親睦、福利厚生及び良好な地域社会形成のために使用することを目的とする。

(運営委員会の設置)

第 2 条 集会所の使用運営は、入居者で組織する団地自治会及び地域住民で組織する町内会（以下「自治会等」という。）が共同で行うものとする。

2 自治会等は、この要綱等に定める目的に沿い、集会所が適正かつ円滑に運営されるよう、集会所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、住宅管理課長に届け出なければならない。

(運営委員会の任務等)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を含む当該団地集会所使用運営の規約を作成し、住宅管理課長に届け出たのち、入居者及び地域住民に周知徹底するものとする。

- (1) 集会所の使用手続
- (2) 集会所の使用時間
- (3) 第 5 条で定める使用の禁止事項
- (4) 集会所の使用運営及び維持に要する費用の徴収方法並びにその会計管理に関する事項
- (5) 集会所使用者の遵守事項及び賠償責任
- (6) 運営委員会の組織及び構成
- (7) 集会所の鍵の保管責任者

2 運営委員会は、集会所の使用状況を正確に把握し、集会所の使用者がこの要綱及び前項で規定する規約に違反しないよう常に留意するとともに、毎月の使用状況を翌月の 10 日

までに川崎市住宅供給公社理事長に報告しなければならない。

(集会所の使用)

第4条 集会所を使用とする者は、使用責任者を定め、使用の目的、時間、人員等付して、運営委員会の許可を得なければならない。

(使用の禁止)

第5条 集会所の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは使用することができない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他、集会所の管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。

(使用者負担)

第6条 集会所の使用についての使用料は徴収しない。ただし、集会所の使用に伴う電気、ガス、水道、下水道の使用料その他維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(修繕費用の負担)

第7条 集会所の修繕に要する費用は、市営住宅の修繕の負担区分に準ずるものとする。

(遵守事項)

第8条 集会所の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保安上危険又は衛生上有害なものを持ち込まないこと。
- (2) 火災等の事故発生防止については万全を期すこと。
- (3) 騒音その他付近の居住者に迷惑をかけること。
- (4) 使用後は、整理及び清掃をし、並びに火気、戸締り等の点検をおこなうこと。

(管理運営に関する指示)

第9条 住宅管理課長は、必要があると認めるときは運営委員会に対し、集会所の使用状況、維持管理及び運営等について報告を求め、必要な指示を行うことができる。

(管理運営に関する指示)

第10条 集会所の使用運営について、この要綱に定めのない事項、又はこの要綱の運営に関して疑義が生じたときは、まちづくり局長の指示するところによる。

附 則 (昭和62年9月28日建築局長決裁)

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

2 川崎市営住宅集会所使用要綱(昭和37年12月7日施行。(以下「旧要綱」という。))は、廃止する。

3 この要綱施行の際、現に旧要綱の規定に基づき使用及び管理しているものについては、当分の間、なお、従前の例による。

附 則 (平成2年10月19日建築局長決裁)

この改正要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月17日建築局長決裁)

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日まちづくり局長決裁)

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。